

【緊急事態宣言中の『各種健診の受診』について】

令和3年1月7日付で1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）、1月13日付で2府5県（大阪・京都・兵庫・愛知・岐阜・栃木・福岡）を対象に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されております。

緊急事態宣言発令対象地域における『各種健診（特定健診・特定保健指導および人間ドック・がん検診）』については、各医療機関が個別に判断する旨の行政通知を踏まえ、受診を希望する医療機関の受付状況を確認していただく上でご利用いただきますようお願いいたします。

そごう・西武健康保険組合

TEL 045-461-7619

FAX 045-461-7650